

平成 30年度 6月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備考
管路整備課 17000018	H29. 8. 9	中之島配水管布設替工事	湯川水道工業所 湯川 幸司	59,810,400	47,978,956			234	H29. 8. 10 H30. 3. 31	
	H29. 12. 19			66,538,800	53,375,760	5,396,804		324	H29. 8. 10 H30. 6. 29	
	H30. 6. 26			70,653,600	56,676,240		3,300,480	324	H29. 8. 10 H30. 6. 29	6.18%
管路整備課 17000042	H30. 2. 7	紀三井寺配水管布設替工事	株式会社山崎設備 山崎 裕司	10,238,400	8,067,600			143	H30. 2. 8 H30. 6. 30	
	H30. 6. 29			8,067,600				174	H30. 2. 8 H30. 7. 31	
下水道建設課 17000130	H29. 10. 18	杭ノ瀬川第3排水区支線工事	木下建設株式会社 木下 匡史	100,890,360	86,544,578			164	H29. 10. 19 H30. 3. 31	
	H30. 3. 20							240	H29. 10. 19 H30. 6. 15	
	H30. 6. 11							300	H29. 10. 19 H30. 8. 14	
下水道施設課 17000172	H29. 10. 12	和田川雨水簡易ポンプ場流入ゲート設備工事	株式会社タニノプラント産業 谷野 博昭	36,244,800	31,807,728			150	H29. 10. 13 H30. 3. 11	
	H30. 3. 11							240	H29. 10. 13 H30. 6. 9	
	H30. 6. 8			38,071,080	33,406,560		1,598,832	240	H29. 10. 13 H30. 6. 9	5.03%
下水道施設課 17000184	H29. 12. 15	和田川雨水簡易ポンプ場放流渠築造工事	三友工業株式会社 矢部 昌俊	200,309,760	173,317,212			106	H29. 12. 16 H30. 3. 31	
	H30. 3. 20							180	H29. 12. 16 H30. 6. 13	
	H30. 6. 12							228	H29. 12. 16 H30. 7. 31	
下水道建設課 17000251	H29. 12. 21	北部処理区支線工事その2	株式会社三愛基礎工業 室家 悌二郎	76,413,240	68,431,805			100	H29. 12. 22 H30. 3. 31	
	H30. 3. 20							200	H29. 12. 22 H30. 7. 9	
	H30. 6. 27							250	H29. 12. 22 H30. 8. 28	
下水道管理課 17000290	H29. 12. 21	和歌川処理区管渠改築工事	株式会社中山建設 中山 善嗣	27,891,000	24,876,778			100	H29. 12. 22 H30. 3. 31	
	H30. 3. 15							175	H29. 12. 22 H30. 6. 14	
	H30. 6. 14							205	H29. 12. 22 H30. 7. 14	
下水道建設課 17000303	H29. 12. 21	既設マンホール浮上防止対策工事	株式会社希真産業 倉根 隆志	25,491,240	22,865,436			100	H29. 12. 22 H30. 3. 31	
	H30. 3. 20							175	H29. 12. 22 H30. 6. 14	
	H30. 6. 13							222	H29. 12. 22 H30. 7. 31	

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000018号
工 事 名	中之島配水管布設替工事
変更後の工事場所	中之島地区
変更後の工事概要	φ300mm GX形 DIP L= 216.1 m φ200mm GX形 DIP L= 6.8 m φ100mm GX形 DIP L= 45.5 m 給水管切替工 21箇所 消火栓設置工 単口 1箇所 仮設配管工 1式 既設管撤去工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <p>地下埋設管が影響し、配水管布設ルートを変更したことにより、請負材料費、管布設土工費、管布設工費及び給水管切替工費の増額。</p> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、第18条第4項第2号に該当すると認められるため、第18条第5項及び第24条の規定を適用し、増額変更いたしたい。</p>

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第 17000042 号
工 事 名	紀三井寺配水管布設替工事
変更後の工事場所	名草地区
変更後の工事概要	φ150mm DIP GX形 L=82.4m 給水管切替工 6箇所 既設管撤去工 1式 舗装本復旧工 1式
変更の理由	<p>本工事は名草地区において、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所発注の国道42号紀三井寺地区交差点改良工事（以下「本体工事」という。）の施工区域内にφ150mm配水管を布設替するものでありますが、本体工事の範囲である家屋基礎の撤去工事が遅れたため本工事の進捗が遅れることを確認した。</p> <p>協議の結果、受注者の責に帰することができない事由であると判断したため、本工事の受注者である株式会社山崎設備 代表取締役 山崎 裕司より建設工事請負契約書第21条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第23条に基づき31日間の工期延長をいたしたい。</p>

年 度	平成 2 9 年度
工 事 番 号	第 1 7 0 0 0 1 3 0 号
工 事 名	杭ノ瀬川第 3 排水区支線工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ 650 RM管 小口径泥土圧推進工 L=117.55m φ 600 VU管 吐け口工 L=3.10m マンホール工 (2号-1、3号-1) 2か所 付帯工 1式 水道管移設工 1式
変更の理由	本工事の河川内での工事施工にあたり、杭ノ瀬川の水位を下げる必要があり、潮の干満や降雨による影響を踏まえ、樋門の開け閉め等、関係者との調整に不測の日数を要したため、本工事に遅れが生じ、工期内完成が困難な状況となったため、建設工事請負契約書第 2 3 条適用。

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000172号
工 事 名	和田川雨水簡易ポンプ場流入ゲート設備工事
変更後の工事場所	和歌山市神前字貝原632番1
変更後の工事概要	機械設備工事 鋳鉄製電動スライドゲート 1,000W×1,000H 1門 その他附帯設備 一式
変更の理由	当初、ポンプ場流入部の止水方法として角落しの設置としていたものを、より確実に流入水を止水できるものとして、ボルト止めにより流入部全体を覆う閉止蓋の設置に変更を行った。更に、ゲート室上部の蓋も密閉型とした。 この工法の変更により増額変更となった。

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000184号
工 事 名	和田川雨水簡易ポンプ場放流渠築造工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	泥濃式推進工Φ800mmHP管 L=204.35m (R1-R2L=180.95m, R2-R3L=23.4m) 開削工Φ700mmFRPM管 L=11.10m マンホール築造工(4号現場打) 1箇所 舗装復旧工 1式 場内整備工 1式 用地等調査業務(家屋調査) 1式
変 更 の 理 由	<p>現在、和田川雨水簡易ポンプ場放流渠築造工事を鋭意施工中であります。地元自治会への工事説明の調整において、不測の日数を要したために、契約工期内の工事完成が困難な状況であります。</p> <p>上記理由により、受注者である三友工業株式会社代表取締役社長矢部昌俊より工事請負契約書第21条に基づき、工期延長請求書の提出がありました。協議の結果、受注者の責に帰することが出来ない理由と判断されるため、同契約書第23条に基づき48日間の工期延期をいたしたい。</p>

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000251号
工 事 名	北部処理区支線工事その2
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mmVU管 布設工 L = 430.6m マンホール工 (組立1号-13, 楕円-2, 小型レジン-2) 17箇所 取付管およびます工 76箇所 付帯工 1式 水道管移設工 1式 整備面積(汚水) A = 1.36ha</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。</p> <p>本工事のφ200mmVU管布設工において、当初は全長を開削工法としていたが現場調査の結果、立坑が設置可能であり当初予定していた水道管移設工も不要となるため、198.45mを推進工法に変更した。それに伴う協議及び、準備に不測の日数を要した。また、区間延長30mの下水管布設工を増工した。前述した内容を踏まえ協議した結果、受注者の責めに帰することができない事由であると判断した。本工事の受注者である株式会社 三愛基礎工業 代表取締役 室家悌二郎より、建設工事請負契約書第21条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第23条に基づき50日間の工期延長をいたしたい。</p>

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000290号
工 事 名	和歌川処理区管渠改築工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	管更生工 既設管φ1350mm L=70.0m 既設管整備工 1式
変 更 の 理 由	本工事において、設計では、既設管渠の管径がφ1200となっていたが、管内調査をしたところ、管径がφ1350である事が確認され、このことに伴う、構造計算や強度計算、材料の購入に時間を要した。よって、工事請負契約書第23条に基づき、30日間の工期延長をいたしたい。

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000303号
工 事 名	既設マンホール浮上防止対策工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	アースドレーン工 6か所 ハットリング工 9か所 付帯工 1式
変 更 の 理 由	本工事において、No.810-C-1を施工するにあたり、当初設計ではガス管との離隔があると想定されていたが、消散帯施工のための掘削にて、ドレーン材打設時にガス管に干渉することが判明した。再度ドレーン材打設位置の検討が必要となり、不測の日数を要したため、本工事に遅れが生じ、工期内完成が困難な状況となったため、建設請負契約書第23条適用。